

会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人京都社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金ならびに会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(会費・入会金)

第2条 本会の正会員の年会費は、15,000円とする。

2 本会の入会金は6,000円とする。

3 一旦納入された年会費、入会金は理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(賛助会費)

第3条 本会の定款第7条2項に規定する賛助会費は、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 個人賛助会員は、年間一口5,000円、一口以上の賛助会費を必要とするものとする。

(2) 団体賛助会員は、年間一口10,000円、一口以上の賛助会費を必要とするものとする。

2 賛助会員の入会金は次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 個人賛助会員の入会金は1,000円とする。

(2) 団体賛助会員の入会金は5,000円とする。

(委任)

第4条 この規則に定めることのほか、本会の会費等に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2013年4月1日から施行する。